

広島県告示第八百四号

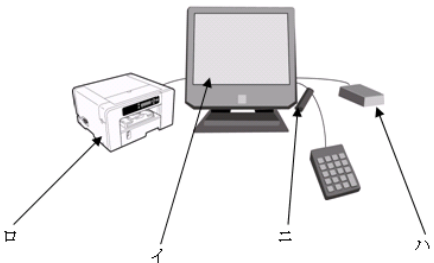
証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則（昭和四十七年広島県規則第十七号）第二条の規定による証紙代金収納計器を次のとおり指定する。

平成二十五年十月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

ピツニーボウズ証紙代金収納計器CT三〇〇型で一に掲げる構造及び二に掲げる機能を有し、証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則第七条第一項に規定する始動票札を使用するもの

一 構造



イ システム操作端末

ロ プリンタ

ハ セキュリティデバイス

ニ データ通信端末

二 機能

一口五百万円の始動票札を用いて、収納印の表示をすることができるもの